

関西「文化の道」事業人形浄瑠璃等が息づく
各地域の魅力発信業務委託に係る企画提案募集要項

関西広域連合「文化の道」実行委員会（以下、「実行委員会」という。）では、文化庁平成26年度文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）を受けて実施する「関西『文化の道』事業 人形浄瑠璃等が息づく各地域の魅力発信（人形浄瑠璃街道ウェブサイト制作）」についての提案を募集しますので、参加を希望する事業者（以下、「事業者」という。）は以下の項目に従いご応募ください。

1 業務概要

(1) 趣旨

関西各地の人形浄瑠璃等の歴史や芝居、地域の魅力、人々の取り組みを掲載するウェブサイトを作成し、各地域の魅力を紹介する。また、公演情報を各団体が入力できる機能をつくり、関西内外からの集客促進に繋げる。

(2) 業務名

関西「文化の道」事業 人形浄瑠璃等が息づく各地域の魅力発信（人形浄瑠璃街道ウェブサイト制作）

(3) 業務の内容

2 業務仕様記載のとおり。

(4) 事業主体

関西広域連合「文化の道」実行委員会

(5) 委託期間

契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで

(6) 委託金額の上限額

金1,352,160円(消費税及び地方消費税を含む)

2 業務仕様

1 (1)に記載する趣旨を達成するために、関西の人形浄瑠璃を紹介するためのウェブサイトを構築すること。なお、ウェブサイトの詳細は次のとおりとし、使用言語は日本語を基本とするが、一部外国語対応させること。翻訳されたデータは実行委員会が提供する。また、業務仕様は当該企画提案に係るものであり、契約の際には、予算の範囲内で仕様を変更する可能性があること。

(1) 仕様

- ①ウェブサイトを通じて人形浄瑠璃の魅力が十分に伝わる内容構成とすること。
- ②各ページのデザインは、関西人形浄瑠璃・人形浄瑠璃ロゴマークと発注者から提供する画像等をデザインに盛り込むこと。
- ③誰にとっても見やすく分かりやすいデザイン、文章表現とし、ユーザビリティ（使いやすさ、見やすさ、見つけやすさ、障害者・高齢者への配慮）の向上を図りつつ、動きのある斬新でインタラクティブなデザインであること。
- ④W3Cに準拠するhtmlファイルにより作成し、内容が容易に理解できる構造とすること。

と。

⑤適切な SEO 対策を講じること。

⑥対応ブラウザは少なくとも internetExplorer 8 以上、GoogleChrome、safari、Mozilla firefox とする。

⑦スマートフォンやタブレットに対応(レスポンスまたはスクラッチ)できるように設計すること。

(2) 必要とする機能

①新着・イベント情報が管理者側で更新できること。

②関西各地の人形浄瑠璃施設(12箇所)を紹介すること。

③Youtube・Google マップ等のウェブサービスを有効活用すること。

(3) サーバー

当該ウェブサイトの改ざんやウイルス感染防止など、十分なセキュリティを確保できるサーバーを使用し、適切な保守を行うこと。

(4) その他

①当該ウェブサイトに掲載する写真、テキスト等については、実行委員会から提供するので必要に応じて加工すること。

②適切なドメインを取得すること。

③被リンク用に数種類のバナーを制作すること。

④上記仕様については、本企画提案の募集に係るものであり、契約時には、予算の範囲内で変更する場合がある。

3 応募書類

応募書類はA4サイズとし、次の(1)が6枚以内、(2)が2枚以内、(3)が2枚以内とする。ただし、表紙及び事業者の概要に係るパンフレットは枚数に含めない。

(1) 企画提案書

①2業務仕様(1)から(4)の記載内容を実現するためのデザイン・ページ構成・機能等

②2業務仕様(2)①に記載する新着情報・イベント情報の入力方法等

③2業務仕様に記載したコンテンツ及び機能以外の提案

(2) 見積書

①見積の基礎となる内容及び数量等の積算内訳

②当該ウェブサイトを5年間運用・維持することとした場合に、次年度以降に必要な費用(1(6)に記載する委託金額に含めない。)

(3) 事業者(応募者)の概要及び実績(共同提案の場合は、全構成員分)

①事業者(会社、団体)概要(既存のパンフレット等でも可)

②実績(過去に制作したウェブサイト等)

4 応募に関する内容等

(1) 応募に必要な参加資格

次の各号に定める内容を全て満たすこと。

- ア 関西広域連合を構成する2府5県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県。以下「構成府県」という。)内に事業の拠点(本店のほか支店、出張所等を含む)を有する者であって、今まで本件と同種業務を実施した実績(受託を含む)があり、業務手法に精通していること。
- イ 構成府県及び京都市、大阪市、神戸市、堺市(以下、「構成団体」という。)の税金を完納していること。また、最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- オ 申請日現在において、次のいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当する者
- (イ) 構成団体の入札参加停止に関する規定等に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同規定等に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- (ウ) 構成団体の暴力団等排除に関する条例等に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同条例等に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- ※ 契約の際に、暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出していただきます。
- (エ) 構成団体との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者(この公示の日までの間に当該請求に係る損害賠償金を納付した場合を除く。)
- カ 企画提案書の提出の日から審査結果の公表の日までの期間について、構成団体の入札参加停止に関する規定に基づき入札参加停止の措置を受けていない者
- (2) 応募の手続
- ア 参加の表明
- 本提案募集に参加を希望される場合は、平成26年6月30日(月)午後5時までに、参加意向申出書に必要事項を記入の上、メールまたはFAXで連絡すること。
- イ 提案作成に関する質疑

平成26年6月23日(月)午後5時まで、メールまたはFAXにて本提案募集について質問を受け付ける。(様式は任意であるが、件名は『関西「文化の道」事業人形浄瑠璃等が息づく各地域の魅力発信業務委託に係る質問』とすること。また、質問者の会社・団体名、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及びEメールアドレスを記載すること。なお、企画提案書の審査に係る質問、人形浄瑠璃等の地域の伝統文化に係る質問には回答できない。回答日時及び方法は随時、質問者に対し電子メール又はFAX等により回答する。)

ウ 企画提案書等の提出期限・提出先

平成26年7月7日(月)午後5時まで(必着)に、関西広域連合「文化の道」実行委員会事務局(京都府文化政策課)に、3(1)~(3)に記載する応募書類等を各25部(正本1部、副本24部)持参または書留で郵送すること。

5 審査の方法

(1) 審査方法

応募書類の審査は、提出された書面により関西広域連合が設置する選定委員会が行う。審査にあたっては、次の審査項目について提案の内容等を総合的に審査・選定し、最優秀提案者を決定する。選定委員会は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

<審査項目>

ア 企画提案内容(配点60点)

- ① 2業務仕様(1)から(4)の記載内容を実現するためのデザイン・ページ構成・機能等
- ② 2業務仕様(2)①に記載する新着情報・イベント情報の入力方法等
- ③ 2業務仕様の記載内容以外の提案(追加提案)

イ 経費見積(次年度以降の経費見積も審査対象とする)(配点30点)

ウ 業務実績(配点10点)

(2) 審査結果

審査結果については、最優秀提案者を選定し、契約交渉の相手方を決定後、企画提案公募に応募された全ての応募者に、それぞれの審査結果を通知する。

(3) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格(選定対象からの除外)とする。

ア 企画提案公募参加資格に該当しない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 2案以上の企画提案をした場合

エ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合

オ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(4) 提案者が一者であった場合の取扱い

提案者が一者であった場合についても、その提案内容を選定委員会において審査した上で、採否を決定する。

6 契約に関する基本的事項

(1) 契約締結までのスケジュール

本業務契約の特定後、速やかに契約を締結する。

相手方の特定を受けた者は、契約に先立ち、構成団体の納税証明書及び税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書を提出すること。

契約書に貼付する収入印紙は2部とも相手方の特定を受けた者の負担とする。

(2) 契約保証金 免除

(3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する著作権(制作過程で作られた素材等の著作権も含む。)その他の権利は、全て関西広域連合に帰属するものとする。

7 その他

提出された提案については、関西広域連合において審査の上、採用の有無を連絡する。ただし、採用された場合でも、提案内容の全ての実施を約束するものではなく、また、提案内容の一部を変更して実施する場合がある。

また、企画提案書提出に関する経費(提出書類作成や提出に要する経費)は、一切参加者の負担とする。※提出された書類については返却しない。

8 問い合わせ先及び提出先

関西広域連合「文化の道」実行委員会事務局(関西広域連合広域観光・文化振興局文化課)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4239 FAX 075-414-4223

メール bunsei@pref.kyoto.lg.jp